

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）志木ショッピングセンター

埼玉県志木市本町六丁目二千二百三十一番一外

### ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

#### 一 交通安全対策について

（一） 来店者が多くなると思われる午後の時間帯は、通学路には掛かっているもの、近隣にある志木小学校、志木第三小学校の児童の下校時刻と重なるため、駐車場出入口及び搬入車両専用出入口に交通整理員を配置する等安全確保の徹底を図り、児童への配慮に努めていただきたい。

（二） 直近の交差点は、自転車等の事故が多い個所であることから、駐車場進入ルート案内看板を設置し、交通渋滞緩和および事故の抑制に努めていただきたい。

#### 二 駐車場・駐輪場について

（一） 駐車場内および搬入車両についてのアイドリングストップを徹底していただきたい。

（二） 閉店後の駐車場・駐輪場については、青少年の健全育成の観点から青少年のたまり場にならないよう、警備員の巡回など必要な措置を講じていただきたい。

#### 三 店舗運営について

（一） A棟については、午前九時から午後十時、B棟の一部は、二十四時間の営業時間を設定しているのが、騒音、照明等に十分配慮するとともに近隣住民から騒音などに関する苦情が発生した場合は、誠意をもって対応し、その解決にあたっていただきたい。

#### 四 防災対策への協力について

（一） 災害の発生またはそのおそれがある場合には、地域住民の一時避場所として駐車場内の利用について協力をいただきたい。

五 廃棄物の減量化及び資源化への協力について

(一) 事業系ごみについては、許可事業者による適正な処理はもとより、分別を徹底し、ごみの減量化及び資源化に努めていただきたい。

(二) 廃棄物の保管については、周辺環境に配慮していただきたい。

二 縦覧期間

平成二十六年七月十五日から平成二十六年八月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター